

## コミュニティスペースよりみち運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小規模多機能型居宅介護さんぽみち内のコミュニティスペース「よりみち」の利用に関し、必要な事項を定めるものとします。

(目的)

第2条 地域福祉の推進のための地域住民・団体の会議・研修会・講習会・サークル活動等の催し物に使用できます。

(利用料)

第3条 利用料は原則無料とします。

(利用時間)

第4条 利用時間は、9時から17時までとします。

但し管理者である経営企画室長(以下「管理者」という)は、特別な事情があると認める場合においては利用時間を変更することができます。

(利用日)

第5条 利用日は4月1日から3月31日の平日※とします。

※土日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

なお、利用日以外でも希望する場合は管理者との相談によるものとします。

(利用人数)

第6条 「よりみち」を使用しようとする者は、あらかじめ使用申込書を提出し管理者の許可を受けてください。

利用人数は最大8名とし、イベントの場合は20名を目安とします。

上記は駐車場の確保に関連するため、相乗り等で来所の場合はこの限りではなく、その都度相談により対応します。

(使用許可の制限)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとします。

- (1) 公の秩序を乱し又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は付属設備を破損し又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 専ら営利を目的としていると認められたとき。
- (4) その他、施設の管理運営上支障があると認められたとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 管理者は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取消し、又はその効力を停止し、若しくは条件を変更することができます。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) その他施設の管理運営上支障があると認められたとき。

(損害賠償)

第9条 使用者が、その責めに帰すべき事由により施設若しくは付属設備を破損し、又は滅失させたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償していただきます。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、使用に当たっては管理者の指示に従ってください。また、施設等の使用が終わったときは、管理者の指示に従い清掃及び整理整頓をお願いいたします。

(免責事項)

第11条 使用時における事故・トラブル等については、一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

(使用上の注意)

第12条 施設の備品等は大切に使用してください。また、使用後は机や椅子等は元の位置に戻してください。施設内は禁煙です。施設内への火気等の危険物の持ち込みは使用は禁止です。

この規程にない事項については、事前にご相談ください。

この規程は、令和4年1月1日から適用する。